

○農林水産省、厚生労働省、
国土交通省、環境省、
経済産業省、告示第一号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第三条第一項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針を定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

令和元年七月十二日

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針

我が国では、生産・流通段階において消費者の過度な鮮度志向等の要因により大量に食品が廃棄され、消費段階において大量の食べ残しが発生していた。このようにして生じた食品廃棄物の大部分は、肥料や飼料等に再生利用することが可能であるにもかかわらず、利用されずに大量に廃棄されていた。一方で、こうした大量廃棄に伴う処理費用が社会全体の負担になっていることや最終処分場の残余容量のひっ迫等の廃棄物処理をめぐる問題が深刻化していた。このような状況の中で、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図ることを目的として、食品に係る資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号。以下「法」という。）が制定された。その後、重量ベースで見た我が国食品産業全体の食品循環資源の再生利用等（食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制（国民に供給された食料のうち本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品（以下「食品ロス」という。）の削減を含む。）及び減量をいう。以下同じ。）の実施率（以下単に「実施率」という。）は、二〇〇一年度の三十七パーセントから二〇〇五年年度の五十二パーセントへと着実に向上し、一定の成果が認められたものの、一部の業種から発生する食品循環資源については、依然として十分に再生利用等がなされず、大量に、かつ、単純に焼却処理されていたことから、食品循環資源の再生利用等を促進するための食品関連事業者に対する指導の強化と再生利用等の取組の円滑化を目的として、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十三号。以下「改正法」という。）が制定されたところである。

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 根本 匠
農林水産大臣 吉川 貴盛
経済産業大臣 世耕 弘成
国土交通大臣 石井 啓一
環境大臣 原田 義昭

改正法の施行後、我が国の食品産業全体の実施率は、二〇〇八年度の七十九パーセントから二〇一三年度の八十五パーセントへと着実に向上し、一定の成果が認められたものの、食品廃棄物等の分別の困難性等から食品流通の川下にくほど低いこと（食品製造業で九十五パーセント、食品卸売業で五十八パーセント、食品小売業で四十五パーセント、外食産業で二十五パーセント）並びに我が国は食料及び生産資材の多くを海外からの輸入に頼りながら、食品ロスを含め大量の食品廃棄物等が発生させていたことから、二〇一五年に、食品廃棄物等の削減のため、これまで調査をしていなかった食品ロスの発生状況をより実態に即して把握することを旨として基本方針の改正が行われたところである。

近年、食品循環資源の再生利用及び食品ロスの削減は、持続可能な社会を構築する上での重要な課題であるとの認識が高まっている。食品循環資源の再生利用に関しては、二〇一六年一月に発覚した登録再生利用事業者による食品廃棄物の不正転売事案を契機に、食品廃棄物の再生利用を含めた適正な処理に係る排出事業者責任の徹底の必要性が改めて強く認識された。食品ロスに関しては、二〇一八年に我が国が策定した第四次循環型社会形成推進基本計画及び二〇一五年に国連サミットで採択された持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ（以下「二〇三〇アジェンダ」という。）のターゲットの一つとして、二〇三〇年までにこれを半減するという目標が掲げられており、食品関連事業者、地方公共団体その他の団体による取組が積極的に進められているところである。

この基本方針は、このような認識の下に、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

1 基本理念

食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るためには、食品の製造、流通、消費、廃棄等の各段階において、食品ロスの削減を含め食品廃棄物等の発生の抑制に優先的に取り組んだ上で、食品循環資源について再生利用、これが困難な場合には熱回収を行い、やむを得ず廃棄処分を行う食品廃棄物等は減量を推進し、もって環境への負荷の少ない循環を基調とする循環型社会を構築していくことが必要である。

このため、食品産業の特性、特定肥料等の利用の実態等を踏まえつつ、必要な措置を一体的に講じ、食品循環資源の再生利用等の促進を図るものとする。

2 関係者の取組の方向

食品循環資源の再生利用等の促進に当たっては、次に掲げる関係者それぞれが、適切な役割分担の下で連携しつつ、積極的に参加することが必要である。

イ 食品関連事業者

食品関連事業者は、その事業活動に伴い食品廃棄物等を排出する者として、その適正な処理に係る責任を有しているのみならず、食品循環資源の再生利用等の促進に当たった主導的な役割を担う責務があることを認識した上で、二に示す目標を達成するため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第四号。以下「判断基準省令」という。）に従って、食品廃棄物等の分別、適正な管理等を行いつつ、計画的に食品循環資源の再生利用等に取り組むものとする。なお、食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等だけでなく、その適正な処理についても排出事業者として責任を有していることを強く認識した上で再生利用等に取り組む必要がある。また、特に、食品ロスの削減は、食品廃棄物の削減という環境的側面からの便益のみならず、食品関連事業者の経営的側面からの便益にもつながるものであることを念頭に、二に示す事業系食品ロスの削減目標の達成に向け、積極的にこれに取り組むものとする。

また、食品関連事業者は、特定肥料等を用いて生産された農畜水産物等（農畜水産物を原料又は材料として製造又は加工された食品等を含む。以下同じ。）を利用することにより、農林漁業者等との安定的な取引関係を確立し、地産地消や地域における食品の資源循環の環の構築に努めるものとする。さらに、判断基準省令に基づいて、農林漁業者等及び特定肥料等を製造する再生利用事業を実施する者（以下「再生利用事業者」という。）に対して当該特定肥料等の原材料として利用する食品循環資源の発生の状況及び含有成分等について情報を提供するものとする。

ロ 再生利用事業者及び農林漁業者等

食品関連事業者から委託を受け、又は食品循環資源を譲渡された再生利用事業者は、食品関連事業者と特定肥料等の利用者である農林漁業者等とを結ぶ立場にある。このため、再生利用事業者は、食品循環資源の品質及び安全性の確保に関し必要な情報を食品関連事業者に伝えるとともに、利用者のニーズに適合する品質及び量の特定肥料等の製造を行うよう努めるものとする。その際には、再生利用事業の実施に伴い生活環境の保全上支障が生じないよう関係法令の遵守の徹底を含む必要な措置を講ずるものとする。なお、農林漁業者等が再生利用事業者となつて再生利用事業を実施する場合についても同様とする。

農林漁業者等は、食品循環資源の再生利用の取組について理解を深めるとともに、飼料自給率の向上、環境保全型農業の推進、地球温暖化の防止等に寄与する観点から、特定肥料等の一層の利用に努めるものとする。

ハ 消費者

食品関連事業者から発生する食品循環資源の再生利用等を促進する上で消費者が果たす役割は大きい。例えば、外食産業から発生する食品ロスの削減のためには消費者による食べ切り等の実践、食品小売業から発生する食品ロスの削減のためには過度に品揃えを求めないなど消費者の意識及び行動の変革が重要である。このため、消費者は自らの食生活に起因する地域及び地球規模での環境への負荷に対する理解を深め、食品を購入・消費する各場面において食品廃棄物等の発生の抑制に努めるものとする。

また、家庭から排出される食品廃棄物の量が、二〇一五年度においては、食品廃棄物等全体の排出量の約三割と大きな割合を占めていること、さらに家庭から発生する食品ロスの量は事業者から発生する食品ロスの量と同程度であることに鑑み、消費者は、食品ロスの削減をはじめ、家庭からの食品廃棄物の発生の抑制に努めるものとする。

さらに、消費者が食品循環資源の再生利用等に資する商品を選択することにより、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進に一層の効果が期待できることから、消費者は食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等についての積極的な取組への理解を深め、その取組への協力を努めるものとする。

ニ 食品関連事業者以外の食品廃棄物等が発生させる者

学校給食調理施設、直営の社員食堂等において自ら食品廃棄物等が発生させる者、百貨店業を営む者、ビルの所有者等テナントとして入居する事業者が発生させる食品廃棄物等を管理する商業施設の設置者等の食品関連事業者以外の者においても、イの食品関連事業者の取組に準じて、食品ロスの削減を含む食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めるものとする。

ホ 国

国は、食品関連事業者に対する指導、勧告等の法に基づく措置を適確に実施するとともに、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な情報提供、普及啓発、研究開発及び資金の確保に努めるものとする。

また、特定肥料等を利用する農林漁業者等に対する当該特定肥料等の有用性の周知や特定肥料等を用いて生産された農畜水産物等の販売の促進などによる特定肥料等の需要の創出に努めるものとする。

さらに、国と地方公共団体との連携を図り、及び地方公共団体間の連携を支援することにも、地方公共団体に対し、地域における食品循環資源の再生利用等を促進する上での参考となる事項等を示すものとする。

また、食品循環資源の再生利用等は生活環境の保全上支障が生じないよう適正に処理が行われることを前提に取り組まれるべきものであり、再生利用等を行う際にあつても適正処理が疎かにされることはあつてはならないことから、国は、食品関連事業者に対して食品廃棄物の適正処理に係る排出事業者責任の在り方について、また再生利用事業者等に対しては関係法令の遵守の徹底について、継続的に周知するものとする。

ハ 地方公共団体

地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、地域における食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の連携を図ること等により、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、地域における関係者と協力の上で、食品ロスの削減を含む食品循環資源の再生利用等に係る消費者等に対する普及啓発教育の実施等に努めるものとする。

特に、市町村は、管内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等が地域の実情に応じて促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、家庭から発生する食品廃棄物の発生抑制及び食品循環資源の再生利用等についても同様に、市町村が中心となつて、その促進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3

食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位及び手法ごとの取組の方向

食品循環資源の再生利用等を行うに当たっては、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百十号）第三条から第七条までに定める循環型社会の形成についての基本原則にのっとり、まず、食品廃棄物等の発生ができるだけ抑制されなければならない。次に、食品循環資源については、製品の原材料としての再生利用を進め、再生利用が困難な場合であつて、一定以上の効率でエネルギーを得ることができるときに限り、熱回収を行うものとする。さらに、再生利用及び熱回収ができない食品廃棄物等については、減量を行い、廃棄処分される食品廃棄物の量を減少させることも、その後の廃棄処分の実施を容易にするものとする。ただし、この優先順位によらないことが環境への負荷の低減にとつて有効であると認められるときは、この限りでない。

各手法の実施に当たつての基本的方向は、次のとおりである。

イ 発生抑制

第一に、食品廃棄物等の発生の抑制を最優先することが重要である。特に、外食産業など散在する事業所から少量ずつ排出されることの多い食品廃棄物等について再生利用、熱回収又は減量を行うことは技術的・経済的・エネルギー的に制約が多いことから、食品ロスの削減をはじめとする食品廃棄物等の発生の抑制が有効かつ重要である。このため、食品関連事業者においては、需要に応じた製造や販売を推進し、判断基準省令に従つた取組を行うことはもとより、業種の特性や取引・販売の実態等も考慮し、食品廃棄物等の発生の抑制に向けた取組を行うものとする。なお、製造・加工段階での食品廃棄物等の発生を抑制するため原材料を海外で製造された食材や他の食品関連事業者によつて製造された食材等に切り換えることは、食品廃棄物等の発生場所を単に移転しただけに過ぎず、食品廃棄物等の発生の抑制につながるものではない点に留意する必要がある。

ロ 再生利用

第二に、食品循環資源については、特定肥飼料等の需給の動向等を踏まえ、可能な限り再生利用を進める必要がある。

食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用を行うに当たつては、判断基準省令に従つた取組を行うことはもとより、自らが発生させる食品廃棄物等の量及び組成、特定肥飼料等の原材料としての需要等を十分に把握した上で、適切な再生利用の手法を選択する必要がある。

なお、食品廃棄物の再生利用は、生活環境の保全上支障が生じないよう適正な処理を前提に取り組まれるべきものであり、再生利用を行う際にあつても適正処理が疎かにされることはあつてはならない。食品関連事業者は食品廃棄物の排出者として責任を重く認識し、その処理を他者に委託する場合は食品廃棄物が適正に処理されたことの確認等を通じて排出事業者責任を全うする必要がある。また、国においては、食品廃棄物が不適正に処理されないよう食品関連事業者、再生利用事業者等の関係者に継続的に周知徹底を図っていく必要がある。

食品循環資源の再生利用を行うに当たつては、特定肥飼料等の品質及び安全性の確保が不可欠である。このため、国及び地方公共団体は、肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号。以下「飼料安全法」という。）、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）等関係法令の適正な運用を行うものとする。特に、飼料安全法に規定する飼料の製造に際しては、農林水産省において、飼料安全法に基づく遵守事項を整理した「食品残さ等利用飼料における安全性確保のためのガイドライン」（平成十八年八月三十日付け一八消安第六〇七四号農林水産省消費・安全局長通知）を定めていることから、この内容を踏まえた飼料化に取り組むことが求められている。当該ガイドラインに記載されている内容は、製品の品質を確保する観点から、他の再生利用の手法にも十分通用するものであることから、これが広く活用されることが望ましい。また、食品循環資源は、腐敗しやすいという特性を有するものが多いことから、再生利用の実施に当たつては、生活環境の保全上の支障が生じないよう、悪臭、水質の汚濁その他の公害の防止に関する関係法令も遵守しなければならない。また、再生利用を行う場合は、事業の採算性及び処理残さの適正な処理に配慮した上で、取組を行う必要がある。

今後、食品循環資源の再生利用を一層促進するため、国は、食品循環資源の再生利用手法について、技術の進歩や社会情勢の変化に合わせて、他の利用方法について幅広く検討を行い、製品の品質を確保できる技術が確立され、一定の需要が確実に見込まれ、適正な処理が見込まれる等の一定の条件に適合する場合には、新たな再生利用の手法を追加していくものとする。

(1) 飼料化

飼料化については、食品循環資源の有する成分や熱量（カロリー）を最も有効に活用できる手段であるのみならず、飼料自給率の向上にも寄与するとともに、輸入飼料に比べて安定した価格で流通するため畜産物の安定生産に資することから、優先的に選択することが重要である。特に、受皿である畜産農家が多く存在する地域にあつては、家畜排せつ物由来の堆肥との競合を避ける観点からも、飼料化を促進するよう努めるものとする。食品循環資源のペットフードとしての活用についても、引き続き促進を図っていくものとする。

(2) 肥料化

飼料化が困難な場合には、可能な限り肥料化（食品循環資源を原材料とするメタン化の際に発生する発酵廃液等を肥料の原材料として利用する場合を含む。以下同じ。）を行うことが重要である。

肥料化については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第一百十号）第四条に基づく農業者（エコファーマー）の認定や環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）の普及により、引き続き再生利用製品である肥料の一定の需要が見込まれることから、地域や市場における有機質肥料の需給状況等を十分に踏まえつつ、利用先の確保を前提とした上で実行していく必要がある。

なお、肥料化に当たり、原料に汚泥を使用した場合には、汚泥肥料に該当するため、普通肥料として肥料取締法第七条の登録を受ける必要があることに留意しなければならない。また、汚泥肥料中の重金属については、その適正な管理を推進するための「汚泥肥料中の重金属管理手引書」（平成二十二年八月農林水産省作成）や、堆肥生産の際に有害微生物を増加させることなく適正に生産するための「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」（平成二十三年六月農林水産省作成）を踏まえ、肥料化に取り組む必要がある。

(3) きこの類の栽培のために使用される固形状の培地への活用

食品循環資源をきこの類の栽培のために使用される固形状の培地（以下「菌床」という。）として活用することで、食品循環資源の有する成分の有効利用につながる。菌床としての食品廃棄物等の再資源化の量は、二〇〇八年度の約三万七千トンから二〇一六年度には約六万五千トンと増加が見られ、食品循環資源の再生利用の手法としての条件である一定の需要が確実に見込まれる。

このため、食品循環資源の再生利用の手法の一つとして、菌床への活用を促進することが重要であり、飼料化及び肥料化が困難な場合には、食品循環資源の性質、地域の菌床の需要等に依りて菌床への再生利用を行う。

(4) 飼料化、肥料化及び菌床への活用以外の再生利用（メタン化等）

飼料化、肥料化及び菌床への活用が困難な場合には、飼料化、肥料化及び菌床への活用以外のメタン化等の再生利用を行うことが重要である。

炭化の過程を経て燃料及び還元剤を製造することについては、化石燃料の代替品としての需要が主と見込まれるため、地球温暖化防止の観点から取組を促進することが重要である。

油脂化及び油脂製品化については、多くが飼料添加用油脂や脂肪酸原料として有効活用が図られてきたほか、廃食用油をバイオディーゼル燃料として有効活用する取組が進んでいる。また、エタノール化についても、バイオ燃料として有効活用する取組が見られるところである。これらの取組は、化石燃料の使用量の削減とそれに伴う二酸化炭素の排出量の削減に寄与しているところである。

メタン化については、その利用が二酸化炭素の増加を招かないことから地球温暖化の防止に寄与するものである。また、メタンが発電に利用でき、食品廃棄物等が大量に発生するものの肥料、飼料及び菌床の消費が少ない都市部においても需要があることから、飼料化、肥料化及び菌床への活用が困難な地域における再生利用の受皿として有効であるため、取組を促進していく必要がある。

ハ 熱回収

第三に、食品循環資源について、油分や塩分を多く含む場合等その性状等から再生利用を実施することが困難な場合は、熱回収により、有効な利用を図ることが重要である。

バイオマスである食品循環資源の焼却熱の利用についても、化石燃料の使用量の削減とそれに伴う二酸化炭素の排出量の削減につながるため、地球温暖化の防止に寄与するものであることを踏まえ、法において、一定の要件を満たす場合に限り、食品循環資源の焼却によつて得られる熱を熱のまま又は電気に変換して利用する熱回収を行うことが再生利用等の一環として位置付けられている。

しかし、熱回収の要件に合致していると考えられる場合であっても、食品関連事業者において熱回収の実施が十分に検討されていないときがあることから、国は、熱回収のエネルギー効率条件を満たす施設の立地状況等について、最新の動向を踏まえ、食品関連事業者に対し適切な情報提供を図るものとし、食品関連事業者は、制度の適正な活用を図るものとする。

二 減量

第四に、再生利用又は熱回収ができない食品廃棄物等については、腐敗しやすいうという特性に鑑み、食品関連事業者が自ら脱水、乾燥、発酵又は炭化を実施することにより、廃棄処分される食品廃棄物等の重量を減少させ、その後の廃棄処分を容易にするとともに、これらの食品廃棄物等の減量を行う場合には、減量装置等の排水の適正処理、臭気の漏れの防止等生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとする。

二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

1 発生量の抑制に係る目標

国は判断基準省令第三条第二項の規定に基づき、基準発生原単位を定めることとされている。国は、最新のデータに基づき基準発生原単位を定めた上で、食品関連事業者は、同項の規定に基づき主務大臣が定める期間（目標期間）内に食品廃棄物等の発生原単位がこの基準発生原単位以下

下になるよう努めるものとする。また、食品廃棄物等の発生原単位が基準発生原単位を下回った場合であっても、引き続き、当該発生原単位を維持し、又は低減させるよう努めるものとする。

基準発生原単位が設定されていない食品関連事業者においても、自主的な努力により発生原単位の減少に努めるものとする。国は、食品廃棄物等の実態把握が不十分なため現段階では基準発生原単位の設定が困難等と整理された業種について、食品廃棄物等のうち可食部及び不可食部の量的把握を行い、食品廃棄物等の発生量の抑制に係る目標の設定その他の食品廃棄物等の発生量の抑制の促進のための方策を検討するものとする。

2 事業系食品ロスの削減に係る目標

事業系の食品廃棄物について、特に本来食べられるにも関わらず捨てられる食品ロスの削減については、二〇三〇アジェンダや家庭系の食品ロスの削減目標等も踏まえ、二〇〇〇年度比で、二〇三〇年度までに半減させる目標とする。

なお、食品廃棄物等の大半が不可食部であるとの理由から発生量の抑制の目標値の設定が困難とされた業種のように食品ロスを削減する余地が小さい業種も存在すること、食品の製造から消費に至るまでの一連の食品供給の行程（以下「サプライチェーン」という。）間で食品ロスの発生量の可能性の押し付け合いにつながりかねないことなどを考慮に入れ、サプライチェーン全体の目標としてこれを定める。

3 再生利用等の実施率に係る目標

食品循環資源の再生利用等を実施すべき量は、実施率に換算するものとし、二〇二四年度までに、食品卸売業にあつては全体で七十五パーセント、食品小売業にあつては全体で六十パーセントに、それぞれ向上させることを目標とする。食品製造業にあつては全体で九十五パーセントと既に一定以上の取組が進められていることから、また、外食産業にあつては二〇一七年度の実施率が三十二パーセントと、二〇一九年度までに五十パーセントという目標から離れていることから、二〇二四年度までの目標については、二〇一九年度までのそれぞれの目標を据え置くこととする。

また、この食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標を達成するために、判断基準省令では、毎年度、食品関連事業者の当該年度における実施率が食品関連事業者ごとに設定された当該年度の基準実施率を上回ることを求めているところである。これらの食品関連事業者の目標は、食品関連事業者の再生利用等に関する努力のみによつて達成されるものではなく、食品循環資源の再生利用等を促進するため、国、地方公共団体、再生利用事業者、農林漁業者等及び消費者が連携しつづきそれぞれ積極的な役割を果たすことが重要である。

国は、この目標の達成状況を把握するため、食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない食品関連事業者も含めて食品循環資源の再生利用等の実施状況の把握に努めるものとする。なお、この目標は、その達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

二で掲げた目標の達成に向け、食品循環資源の再生利用等を促進していくため、次のような措置を講ずるものとする。

1 食品関連事業者の取組の促進

イ 定期報告制度の運用

国は、食品廃棄物等多量発生事業者から報告された食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況並びに食品廃棄物の不適正処理の防止に係る取組の実施状況に関する「データ」を、業種・業態ごとに整理し、公表すること等を通じて、食品循環資源の再生利用等に関する食品関連事業者の意識の向上とその取組の促進を図るものとする。また、国は、食品循環資源の再生利用等に関する食品関連事業者の意識の向上とその取組の促進を図るため、食品関連事業者から得られた情報の公表に係る運用を見直すものとする。

また、地域における食品廃棄物の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量をより細かく把握し、国と地方公共団体が連携して地域ごとの食品循環資源の再生利用等を促進するために、食品廃棄物等多量発生事業者は国に食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量を都道府県別及び市町村別にも報告することとし、国はこれらを整理した上で公表するものとする。

ロ 食品関連事業者への指導等

国は、食品関連事業者に対して、エコアクション21、エコマーク等の関連する制度を活用しつつ、食品廃棄物の発生抑制に係る目標、食品ロスの削減に係る目標及び食品循環資源の再生利用等の実施率に係る目標、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用等に係る制度及び関係法令並びに食品循環資源の再生利用等に係る優良な事例等について周知すること、食品関連事業者の再生利用等に係る取組を促進するものとする。

また、食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない食品関連事業者も含めて食品循環資源の再生利用等の実施状況の精度良い把握に努め、その結果に基づき、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の適確な実施を確保する必要があると認められるときは、食品関連事業者に対して法に基づく指導、助言等を積極的に行うものとする。

さらに、食品廃棄物の適正処理に係る排出事業者責任について継続的に食品関連事業者に対して周知するものとする。

市町村においても、食品循環資源の再生利用等を一般廃棄物処理計画に位置付けた上で、事業系一般廃棄物の処理の有料化等の更なる推進及び多量に一般廃棄物を排出する食品関連事業者に対する事業系一般廃棄物の減量に向けた指導の徹底を行うことが期待される。

ハ フランチャイズチェーン等における取組

食品廃棄物等多量発生事業者が本部事業者として経営するフランチャイズチェーンについては、本部事業者に対し加盟者の取組を含めた定期報告が求められていることに鑑み、フランチャイズチェーン全体の取組が遅れている場合には、国は、当該本部事業者に対して指導及び助言を行い、必要に応じ勧告及び命令を行うものとする。

また、食品廃棄物等多量発生事業者に該当しないフランチャイズチェーン、ポランタリーチェーン等については、本部事業者が加盟者に食品循環資源の再生利用等の促進を要請すること、加盟者が本部事業者が実施する食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に協力すること等により、チェーン全体での取組が促進されるよう努めるものとする。

二 食品廃棄物等多量発生事業者以外の食品関連事業者の取組

食品廃棄物等多量発生事業者以外の食品関連事業者についても、判断基準省令に即した取組が求められているところであるが、これらは中小規模の食品関連事業者が多いことから、他の食品関連事業者と連携し、食品循環資源の収集運搬や再生利用等の委託先を共通にすることで収集運搬等の効率を高めるなどの工夫を行うつつ、食品循環資源の再生利用等を推進するものとする。

また、関係する地方公共団体は、食品循環資源の再生利用等を促進する観点から、このような取組が地域の実情に応じて行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

官民を挙げた食品ロスの削減

食品ロスは、食品流通段階における梱包資材の破損等による規格外品の発生、需要予測がずれることによる売れ残り、必要量以上の購入による家庭での廃棄等の様々な要因により発生する。また、食品小売業者への納品期限を製造日から賞味期限までの期間の三分の一に設定するといった商慣習や賞味期限を必要以上に短く設定するといった商慣習も食品ロスの発生要因の一つとされるほか、消費者の賞味期限への理解不足、過度な鮮度志向等も要因として指摘されている。

二〇一二年から、官民を挙げた食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）が行われており、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携して、サプライチェーン全体で事業系食品ロスの削減に向けた取組が進められてきた。

今後、より一層食品ロスを削減し、二に掲げた食品ロスの削減に係る目標を達成するため、次に掲げる者が中心となつて、それぞれ次に定める取組を関係者と連携して実施するよう努めるものとする。

イ 食品関連事業者

食品ロスの削減は、食品廃棄物等の削減という環境的側面からの便益のみならず、食品関連事業者の経営的側面からの便益にもつながるものであり、食品関連事業者においては、環境対策としてだけでなく経営改善の一環として積極的に食品ロス削減に取り組んでいくことが期待される。

サプライチェーン全体を通じて、最新の技術を活用した需要予測サービスの普及による在庫の適正化、フードシェアリング等のサービスの活用、生産、流通、消費等の過程で発生する未利用食品を必要としている施設や人に提供する取組（フードバンク活動）の積極的な活用、自らの取組に関する情報を適切に提供することによる消費者の理解の促進等の取組を行うほか、食品製造業者、食品卸売業者及び食品小売業者並びに外食事業者にはそれぞれ次の取組を進めていくことが期待される。

(1) 食品製造業者

食品製造業者には食品原料のより無駄のない利用並びに製造工程及び輸送行程における鮮度保持等による自らの事業活動に伴い発生する食品ロスの削減に加え、賞味期限の延長及び年月表示化による食品小売業者から発生する食品ロスの削減につながる取組や消費実態に合わせた商品の容量の適正化による家庭等からの食品ロスの削減が期待される。

(2) 食品卸売業者及び食品小売業者

食品卸売業者及び食品小売業者には、飲料、製造日から賞味期限までの期間が百八十日以上の上の菓子その他食品ロスの削減の余地が認められる食品についての納品期限の緩和、食品ロスの削減に向けた消費者とのコミュニケーション、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等が期待される。

(3) 外食事業者

外食事業者から発生する食品廃棄物等については、その性状や排出形態から、再生利用よりも食品ロス削減による発生抑制が適している場合が多い。外食事業者からの食品ロスの削減に關しては、「調理」及び「提供」の二つの段階で取り組む必要があるが、提供時及び提供後の対策としては、高齢者、女性等の消費実態に合わせた小盛りメニューの導入や持ち帰り容器（ドギーバッグ）の導入等の自らによる取組の促進に加え、これらの取組に対する協力、食べ切り運動（三〇一〇（さんまるいちまる）運動等）の実施等に係る消費者への普及啓発が有効である。外食事業者には、食品ロスの削減に係る地方公共団体と連携した消費者への普及啓発の実施が期待される。

ロ 消費者

食品関連事業者から発生する食品ロスの削減のために、消費者が果たす役割は大きい。外食事業者から発生する食品ロスの削減のためには、消費者による適量注文、持ち帰り容器の活用、食べ切り運動の実施等による食べ残しの削減が有効である。また、食品小売業者からの食品ロスの削減のためには、過度な鮮度志向の改善が有効である。消費者には、食品ロスの実態への認識の深化、賞味期限等への正しい理解等が期待される。

また、家庭からの食品ロスの削減のため、量り売りの利用等の食品ロスの削減に資する購買行動の率先、調理の工夫等による家庭での食品の食べ切り・使い切り等の取組を進めることが期待される。

ハ 国及び地方公共団体

国及び地方公共団体は、消費者が主体的に食品ロス削減に取り組むよう食品ロスの削減に関する積極的な普及啓発及び食育の推進を行う。また、納品期限の緩和をはじめサプライチェーン全体で解決していくことが必要な商慣習の見直しに向けた取組の促進及び消費者との協力の下の食品ロスの削減に努めるよう、食品関連事業者に対して働きかけるものとする。

また、国は、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に加入している地方公共団体等が中心となつた食品ロスの削減に向けた取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

3 登録再生利用事業者の育成・確保と登録再生利用事業者による食品廃棄物等の適正な処理の促進

登録再生利用事業者は、二〇一七年度末時点で百七十四にまで増加し、食品循環資源の再生利用の円滑な実施に貢献してきたところであるが、登録再生利用事業者が存在せず、又は非常に少ない地域もあることから、国は、こうした地域を中心に再生利用事業者に対する登録再生利用事業者制度の普及啓発を行うものとする。

一方、登録再生利用事業者の食品廃棄物等の適正な処理を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）等の関係法令に基づき、地方公共団体の対応と連携しつつ、国が法に基づき報告徴収等を実施した上で、必要な場合には立入検査、登録の取消し等の措置等も活用し、登録再生利用事業者への指導・監督を強化していくものとする。

また、登録再生利用事業者による自主的な取組として、登録再生利用事業者の中で優良な事業者を認定する制度の運用が行われており、こうした自主的な取組を行う者とも協力しつつ、登録再生利用事業者への指導・監督を行っていくものとする。

このほか、国及び地方公共団体は、食品関連事業者が食品循環資源の再生利用の委託又は食品循環資源の譲渡に当たって、その委託先又は譲渡先の選定を容易にするため、地域における登録再生利用事業者に関する情報の提供を充実させていくよう努めるものとする。

4 再生利用事業計画認定制度等の推進

認定計画の数は、二〇一七年度末時点で五十二件にまで増加している。認定計画に基づく食品の資源循環の環（以下「リサイクルループ」という。）は、地域循環共生圏の実現のための取組の一つとして、その構築を一層推進していく必要がある。

このため、国においては食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者等のマッチングを強化することによって、地方公共団体においてはリサイクルループに対する更なる理解の促進等を通じて主体間の連携を促すことにより、地域における多様なリサイクルループの形成を促進するものとする。また、食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者等は、リサイクルループの構築のみならず、地域における多様な食品の資源循環の環に係る取組についても、これを促進するよう努めるものとする。

5 施設整備の促進

消費者は、リサイクルループその他の食品の資源循環の環の取組に対する理解を深めるとともに、リサイクルループその他の食品の資源循環の環の取組により生産された農畜水産物等の積極的な購入やこれを用いたメニューの注文、再生利用によって製造された肥料の利用等により、食品循環資源の再生利用の推進に積極的な役割を果たしていくよう努めるものとする。

また、国は、リサイクルループの取組により生産された農畜水産物等の量等の認定計画の実施状況の把握を行っていくとともに、再生利用事業計画の認定に係る関係者の事務手続の適正な範囲内での軽減について検討するものとする。

を進めることが有効である。その際、消化液を肥料として利用する場合には異物の混入のリスク等を十分に考慮に入れ、食品循環資源の排出者に対して分別の徹底等に係る協力を求めるなどの対応を講ずることが重要である。

都道府県は、複数の市町村の連携の下での広域的な処理の促進のため、地域の実情に応じた調整を行うことが重要である。

6 国と地方公共団体との連携を通じた食品循環資源の再生利用等の取組の促進

国は、資源の循環利用やバイオマスの有効活用の観点から、家庭から排出された食品廃棄物も含めた再生利用施設及びエネルギー利用施設の整備、既存施設の有効活用等地域の実情に応じた意欲的な取組を行う市町村に対する支援や民間事業者が設置する再生利用施設の整備について支援を行っていく必要がある。また、先進的な取組を行っている市町村の事例について、他の市町村の参考となるよう広く周知する必要がある。

国と地方公共団体との連携を通じた食品循環資源の再生利用等の取組の促進

食品流通の川下の再生利用等が進んでいない理由として、食品廃棄物等の分別が困難であること、性状が不均質のため飼料化等が難しいこと、民間の再生利用料金が公共サービスである市町村の処理料金よりも結果として割高となっていること、食品廃棄物等の発生場所に再生利用施設が不足していること等が挙げられている。

国は、こうした現状を踏まえ、地方公共団体の協力を得つつ食品関連事業者に対する積極的な指導、助言等を行うものとする。また、地方公共団体に対して、食品循環資源の再生利用等の制度に係る説明や意見交換を随時行うほか、地域における食品循環資源の再生利用等の推進、法に基づき取組の一層の積極的な対応を促すものとする。特に、リサイクルループの範囲内においては再生利用製品である特定肥料等の確実な利用が見込まれることから、国は、地方公共団体に対して、リサイクルループの範囲内における市町村の区域を超えた食品循環資源の収集運搬及び再生利用が認定計画に沿って円滑に行われるよう、市町村の定める一般廃棄物処理計画への位置付けを含め、必要な周知を行うものとする。

地域における食品循環資源の再生利用等の促進に向けて、食品廃棄物等の発生状況、再生利用製品の利用の状況等の地域の実情に応じ、地方公共団体が主体的な役割を担うことが期待される。市町村は、管内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等を地域の実情に応じた促進するため、民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村の定める一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努めるとともに、地域における食品循環資源の再生利用等の推進を図るものとする。また、市町村における一般廃棄物の処理料金については、環境保全を前提としつつ地域の実情に応じて市町村が決定しているところであるが、その際には、事業系一般廃棄物については排出事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、食品循環資源の再生利用等の促進の観点も踏まえつつ、その処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい。さらに、市町村は、一般廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用（3R）を進めるため、廃棄物処理に係るコストの透明化等を一層促進するものとする。

7 家庭から発生する食品循環資源の再生利用等について

都道府県は、管内の市町村と連携を図りながら、自らが実施する循環型社会形成推進に係る施策において食品循環資源の再生利用等を位置付け、市町村の境を超えた広域的なリサイクルループの形成等を通じ、食品循環資源の再生利用等の更なる推進を図るものとする。

また、国は、地域において食品循環資源の再生利用等の取組が円滑に推進されるよう、都道府県及び市町村の廃棄物処理法上の役割分担を踏まえながら、食品循環資源の再生利用等の促進のため必要に応じて地方公共団体に對して廃棄物処理法の解釈等について技術的な助言を行うなど、地方公共団体との連携の強化に努めるものとする。

家庭から発生する食品循環資源の再生利用等については、地域の実情に応じて、近隣地方公共団体とも連携しつつ市町村が中心となった取組が各地で実施されている。

国は、家庭から発生する食品廃棄物の発生の抑制及び食品循環資源の再生利用等について、市町村の果たすべき役割を改めて周知し、消費者による発生抑制の促進や市町村による再生利用施設の整備に対する支援等を行うとともに、地方公共団体による先進的な取組事例の積極的な普及・展開を図るものとする。

消費者は、2口に示した食品ロスの削減の取組を実施するよう努めるとともに、食品を廃棄する際には生ごみの水切り等により食品廃棄物の減量に努め、また、家庭から発生する食品循環資源の再生利用等が行われている場合には、食品循環資源の分別等を通じてこれに協力するよう努めるものとする。

8 食品循環資源の再生利用等の促進のための普及啓発

食品循環資源の再生利用等を促進するため、国は、特定肥料等の製造の技術的支援と併せて、肥料については、食品循環資源を利用し、成分及び品質についての一定の基準を満たした肥料を認証する仕組み並びに当該肥料を利用した農産物や当該農産物を使用した加工食品を普及する仕組み（食品リサイクル製品認証・普及制度）を広く普及するものとする。また、飼料については、食品循環資源を利用し、成分及び品質についての一定の基準を満たした飼料（以下「エコフィード」という。）を認証する仕組み（エコフィード認証制度）並びにエコフィードを給与した家畜から得られた畜産物や当該畜産物を使用した加工食品を認証する仕組み（エコフィード利用畜産物認証制度）を広く普及啓発するものとする。

さらに、先進的に食品循環資源の再生利用等に取り組み優良な食品関連事業者に対して表彰を行い、その取組を評価するなど、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の取組を促進するものとする。

9 研究開発の促進

食品循環資源の再生利用等を一層促進していくためには、経済性及び効率性に優れた技術の開発及び普及が不可欠である。

このため、国は、これまでに開発した食品循環資源の再生利用等に係る技術の普及に努めるほか、産学官の研究機関が連携して再生利用等を更に促進するために必要な新たな手法の開発を促進していく必要がある。

特に近年、ITや電子タグ等の技術を活用した、フードシェアリングサービスやダイナミックプライシングの導入による売り切りの徹底、食品の需要予測の精緻化や在庫管理の効率化による売れ残りの削減等、食品ロスの削減に向けた新しい取組が進められている。国及び地方公共団体は、関係者と協力の上でこれらの技術を活用した取組を進めていくよう努めるものとする。

四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

食品循環資源の再生利用等の促進のためには、食品廃棄物等の発生の抑制をはじめとする広範な国民の協力が必要であることに鑑み、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識について、国民への普及啓発を図ることが必要である。

具体的には、国及び地方公共団体は、様々な情報伝達、持続可能な開発のための教育（ESD）の視点も取り入れた環境教育・環境学習、広報活動、消費者団体との連携等を通じて、食品廃棄物等の発生状況、食品関連事業者の優良な食品循環資源の再生利用等の取組、賞味期限や消費期限を含めた食品表示に関する正しい理解を促すものとする。

さらに、食品循環資源の再生利用等に積極的な食品関連事業者が提供する農畜水産物等の購入、当該食品関連事業者の店舗の積極的な利用等の食品関連事業者の取組の支援につながる消費行動の推進、食品廃棄物となるべく出さない調理方法や献立の普及、食品循環資源の再生利用等を円滑に実施するための適切な分別等に関する知識の普及を図るものとする。また、食品ロスの削減を含む食品循環資源の再生利用等については、食育の題材として適していることから、食育のテーマの一つとして取り上げるなどして、消費者等の「もったいない」という意識の醸成を図るものとする。

また、このような意識の醸成を図る上で、食品循環資源の再生利用等に関する体験活動を推進することが重要であるため、学校における食育の一環として、学校給食等から排出される食品循環資源の肥料等への活用等の取組を通じて、子どもの食品循環資源の再生利用等に対する理解が一層促進されるよう努めるものとする。

さらに、食品関連事業者は、自らの食品循環資源の再生利用等の取組を、自社のホームページや環境報告書、店頭での掲示等を通じて積極的に情報提供するよう努めるものとする。

五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

食品循環資源の再生利用等の促進については、循環型社会の形成推進の効果のみならず、環境教育・環境学習や食育の推進のほか、地域活性化やバイオマスの利活用、食料自給率及び飼料自給率の向上、有機農業の推進等、関連する多様な政策目的の達成にも資するものである。このことを踏まえ、関係主体が連携を強化し、食品循環資源の再生利用等に関する施策を一体的に推進し、相乗効果を高めていくことが重要である。